

実証対象となる管理・監督業務について

本実証に公募するにあたっては、以下に記載する、実証対象となる管理・監督業務に係る事項について確認し、その業務の代替や合理化に資する提案内容とすること。

1. 実証対象となる管理・監督業務の内容を定める省令

(ア)「鉱山保安法施行規則第 43 条」

2. 管理・監督業務の内容例

実証対象となる管理・監督業務の一例を以下に示す。

- (ア) 火薬類の存置、受渡し、運搬及び発破に関する作業(石油坑によるものを除く石油鉱山においては、火薬類の存置、受渡し、運搬及び火薬類の使用に関する作業)時における火薬類の取扱い状況及び盗難防止措置の実施状況等についての監督。
※「存置に関する作業」とは火薬類取扱所に火薬類を存置する作業若しくは火薬類受渡場所、発破場所又はその付近に安全な方法で火薬類を一時存置する作業。
※「受渡しに関する作業」とは、鉱山内において、担当の作業監督者又はその監督下にある者が発破作業や火薬類取締法上の火薬類取扱保安責任者と火薬類の受渡しを行う作業。例えば、火薬庫からの火薬類の受取り又は返還の際の火薬類の取扱い及び使用量又は返還量の確認作業等。
※「運搬に関する作業」とは、鉱山内における火薬類の受渡し場所までの運搬作業。ただし、火薬類の携帯は発破に関する作業に含まれるため、運搬に関する作業には当たらない。
※「発破(火薬類の使用)に関する作業」とは、火薬類取扱所(又は火薬類受渡場所)から発破箇所への火薬類の携帯を含み、せん孔、装てん、結線、点火並びに残薬の点検及び処理の作業等。
- (イ) ボイラーの操作作業、蒸気圧力容器の操作作業におけるボイラー等の操作時における手順方法等についての監督。
- (ウ) 高圧ガス(1日に容積100立方メートル以上の高圧ガス(内燃機関の始動、タイヤの空気の充てん又は削岩の用に供する圧縮装置内における圧縮空気を除く。))の製造施設に係る維持、製造等の作業時における作業方法等についての監督。
- (エ) 冷凍設備(冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備でその1日の冷凍能力が20トン未満(フルオロカーボン(不活性のものに限る。))にあっては50トン未満)のもの、冷凍保安規則第36条第2項に掲げる施設(同項第1号の製造施設にあっては、アンモニアを冷媒ガスとするものに限る。)であって、その製造設備の1日の冷凍能力が50トン未満のものを除く。)に関する高圧ガスの製造施設に係る維持、製造等の作業時における作業方法等についての監督。
- (オ) 昇圧供給装置の工事、維持及び運用の作業(天然ガス自動車への天然ガスの充てん作業を除く。)時における作業方法についての監督。

※「昇圧供給装置」とは、ガスを高圧にして充てんする装置。

- (カ) 電気工作物(電圧30ボルト未満のものを除く。ただし、石炭坑及び石油坑において使用する電圧30ボルト未満の電氣的設備であって、電圧30ボルト以上の電氣的設備と電氣的に接続されていないものはこの限りでない。以下同じ。)の工事、維持及び運用に関する作業時における作業方法等についての監督。
- (キ) ガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業時における作業方法等についての監督。
- (ク) 石油鉱山において行うパイプライン及びその附属設備の工事、維持及び運用の作業時における作業方法等についての監督。
- (ケ) 鉱煙発生施設の点検、鉱煙の量の測定等の作業方法等についての監督。
- (コ) 坑廃水处理施設等の点検、排出水の汚染状態の測定の実施等の作業時における作業方法等についての監督。
- (サ) 騒音発生施設の点検、騒音を防止するための施設の操作、点検、補修及び騒音の測定等の作業時における作業方法等についての監督。
- (シ) 振動発生施設の点検、振動を防止するための施設の操作、点検、補修及び振動の測定等の作業時における作業方法等についての監督。
- (ス) ダイオキシン類発生施設の点検、ダイオキシン類発生施設から排出される排ガス又は排出水进行处理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修、排ガス又は排出水に含まれるダイオキシン類の量の測定等の作業をいい、作業方法等についての監督。
- (セ) 粉じん発生施設の点検、粉じん発生施設から発生し、又は飛散する粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の点検及び補修等の作業時における作業方法等についての監督。
- (ソ) 石綿粉じん発生施設の点検、石綿粉じん発生施設から発生し、又は飛散する石綿粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の点検及び補修、石綿粉じんの濃度の測定等の作業時における作業方法等についての監督。
- (タ) 鉱山において、鉱業廃棄物の「埋立処分」、「集積処分」及び「焼却処分」をするための施設(例えば、鉱業廃棄物の埋立場、沈でん物等の集積場等)があり、当該施設から発生する鉱害を防止するための維持管理等の作業をいい、具体的には、本規則第18条(鉱業廃棄物の処理)に規定する措置に伴う作業時における作業方法等についての監督。
- (チ) 鉱山において、有害鉱業廃棄物の「埋立処分」等をするための施設(例えば、有害鉱業廃棄物の埋立場等)があり、当該施設から発生する鉱害を防止するための維持管理等の作業をいい、具体的には、本規則第18条(鉱業廃棄物の処理)に規定する措置に伴う作業時における作業方法等についての監督。
- (ツ) 石油・天然ガス等の試掘時に使用する掘削バージにおける作業。

3. 実証事業のイメージ

